

過半数代表選挙において…

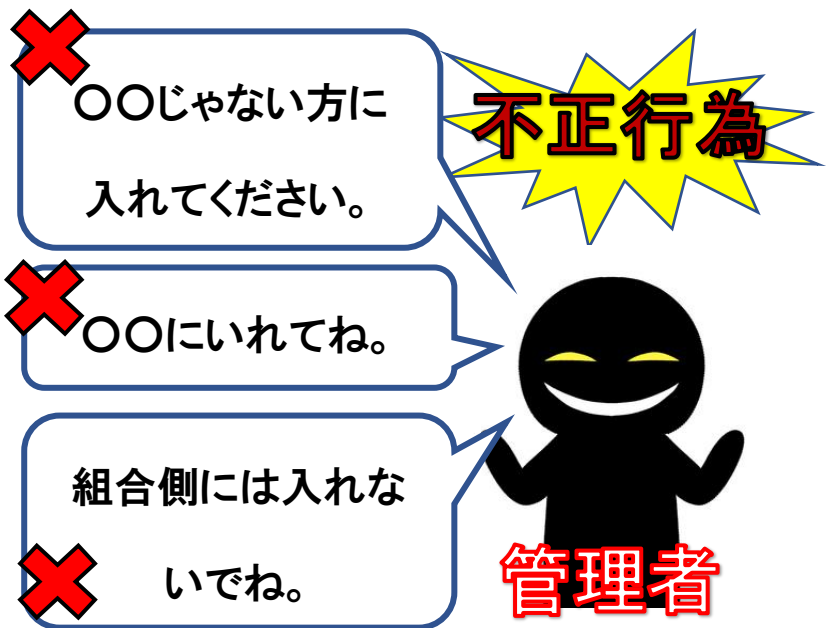
未だ止まらぬ

不正行為!!!

様々な職場から報告されています！

盛岡支社総務部から出された掲示
(一部抜粋)

…特に、投票の秘密の確保は重要であり、過半数代表者の選出に際して、特定の候補者への投票を強要されることや、投票行動を非難されたり、事前・事後にかかわらず、投票内容について他の社員から執拗に聴取される等、社員一人ひとりの自由意思の表明を制約しかねない行為については、法令上も決して許されるものではありません。…



会社自らが「許されるものではありません」と言っています。

報告されている事象が事実なら、コンプライアンス教育を行う会社が、不正行為を行っていると言わざるをえません！過半数代表者選挙に会社の意向が反映されれば、それは「労働基準法施行規則違反」であり、無効になる可能性もあります。

不正は断固是正！

堂々と自らの意思を表明しよう！